

**横浜市産後母子ケア事業(ショートステイ・デイケア)
安全に関するマニュアル**

令和6年12月

横浜市こども青少年局

事業の実施にあたっては、母子の安全面（窒息や転倒・転落等）について十分に配慮をしてください。

1 事故防止及び安全対策

児の睡眠中は、SIDS 予防の観点から、仰向けに寝かせ、窒息事故防止のため、寝具は固めのもので、掛布団は、軽めのもので使用し、周囲にタオルやぬいぐるみ等の口や鼻を覆ったり、首に巻き付くものを置かないようにします。ベビーベッドを使用する際には、転落防止のため、ベッド柵を上げておきます。

また、重大事故発生防止のため、インシデント事例（利用者の身体に何かしらの影響を及ぼした事例）を収集し、事業所内で共有したうえで、要因分析と再発防止策の検討を行い、「横浜市産後母子ケア事業インシデント報告書」をこども青少年局に e-mail で送信します。報告書には、必ず、パスワードをかけます。

2 緊急時の対応体制

利用者の急病や負傷等の急変があった場合は、救急要請をします。

また、検討緊急時に相談できる協力医療機関を選定しておきます。救急対応マニュアル、緊急時の連絡先及びフロー図等を作成し、従事者全員が対応できるようにします。

また、災害時の避難・救出訓練や救急対応訓練の実施、感染症への対応、心肺蘇生法の実施訓練、最寄りの AED 設置場所を把握するなど、日頃から備えをしておきます。

3 重大事案発生時の対応

(1) 緊急時の対応

日頃から、緊急時に備えて、対応について準備・対策をしておくことが大切になります。事故等が生じた場合は、誠意をもって、迅速に対応します。

ア 災害

- ① 安全の確保（避難路・避難先の確保、日頃から避難場所の確認）
- ② 被害状況の確認
- ③ 関係機関等への連絡

イ 負傷や事故等

- ① 利用者の安全管理（必要時、医療機関を受診します）
- ② 状況の確認と記録（時系列で記録をしておきます）
- ③ 本人・家族への説明
- ④ 関係機関への事故報告（まずは、電話で第一報をします）

ウ 虐待等と

(2) 連絡方法

あらかじめ、事故等発生時の内部の連絡体制を整備することと、対応の流れについて職員間で共有しておきます。

ア 開庁時間内（平日 8:45～17:15）に発生した場合

区子ども家庭支援課に連絡をします。その後、区子ども家庭課から子ども青少年局地域子育て支援課に報告します。

※利用者の死亡等、重大事案の場合は、区子ども家庭支援課と子ども青少年局地域子育て支援課の両方に連絡します。子ども青少年局地域子育て支援課から国と神奈川県に報告します。

イ 開庁時間外に発生した場合

① 区役所代表番号に連絡

② 「産後母子ケア事業で事故発生のため、子ども家庭支援課と連絡をとりたい」と伝え、折り返しの連絡先を伝えます。

③ 区子ども家庭支援課からの折り返しの電話で、報告します。

④ 区子ども家庭支援課から子ども青少年局地域子育て支援課に報告します。

ウ 報告が必要となる事故内容

あくまで、目安のため、判断に迷う場合には、報告します。

① 利用者が医療機関を受診する必要がある。

② 利用者が施設から、いなくなった。

③ 個人情報の漏洩。

④ 利用者とのトラブルがあり、早急に対応しなければならない。

エ 事故報告書の提出

「横浜市産後母子ケア事業事故報告書」を使用して事故報告書を作成し、区子ども家庭支援課に e-mail で送信します。報告書には、必ず、パスワードをかけます。

第1報は、当日、または、翌日までに送付します。第2報は、発生後10日以内に送付します。

(3) 報告先

別添参考資料「事故報告連絡先一覧」参照

(4) 再発防止

ア 情報収集と要因分析（事故要因を検討するために関連する情報収集をします）

イ 再発防止策・改善策を策定（事業所内で話し合い、具体的な内容とします）

ウ モニタリング及び評価（形骸化しないように、定期的に確認する機会を設定します）

エ 事事故例から学ぶ（インシデント事例集の作成や研修等を行います）

※重大事案の発生時には、子ども青少年局が検証を行います。その際には、事案発生 of 要因分析や再発防止策の検討に協力します。

4 その他の留意すべき点

(1) 本事業に関する記録について、対象者の基本情報や提供したケアの内容等を時系列的に記録し、保管します。記録する内容については、横浜市産後母子ケア記録（ひな形）を参考にします。

- (2) 事故等の緊急事態の備え、同事業に関わる損害保険等に加入します。
- (3) 収集した個人情報については、「個人情報取扱特記事項」に基づき、個人情報の保護に努めます。
- (4) 「産前・産後サポート事業及び産後ケア事業ガイドライン」では、「一時的に児を預かる場合の留意点」が記載されていますが、横浜市の本事業では、原則、預かりはケア内容に含まれていません。母親の入浴や食事をやむを得ず、一時的な預かりが必要な場合は必要最小時間とし、利用者にあらかじめ、他の利用者の対応等によって、預かりができない時間帯や預かりを中止せざるを得ないことを説明しておきます。その上で、児を預かる際には、他の業務は行わず、児のみの状況とならないようにします。

また、児は、顔が見えるよう仰向けに寝かせ、定期的を目視等で呼吸状態を観察し、乳幼児体動センサーを使用した場合にも、定期的を目視での確認を行います。

※「1 事故防止及び安全対策」も併せて参照

5 「横浜市産後母子ケア事業業務委託」受託要件の確認について

委託契約に定めている事業の安全管理等を含む受託要件が事業実施において、適切に履行されているかを受託要件確認票で適宜、確認します。

6 産後ケア事業の実施担当者による虐待等と疑われる事案を確認した場合の対応

産後ケア事業の実施担当者による虐待等と疑われる事案について、当該事業者が虐待と確認した場合は、当該事業者は状況を正確に把握するとともにこども青少年局に対して、把握した状況等を速やかに報告・相談し、今後の対応を協議します。

※事案については、こども青少年局地域子育て支援課から神奈川県を通じて、国へ情報提供します。